

## 介護保険法に基づく訪問看護利用料金表

### 1. 利用者負担額

令和6年6月1日 改訂

介護保険をお持ちの方(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準の額の1割～3割
その他の方 (居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、介護保険料滞納の場合など)	厚生労働大臣が定める基準の額(10割)

#### 《おおよその負担金額》

			単位数	1割負担	
訪問1回につき算定	所要時間	20分未満 (20分以上/週1回)	看護師	314単位	336円
		30分未満	看護師	471単位	504円
		30分以上60分未満	看護師	823単位	881円
		60分以上90分未満	看護師	1128単位	1207円
		20分 1単位 (週6単位まで)	リハビリ	294単位	315円
<b>【注】</b> ・早朝(午前6時から午前8時)/夜間(午後6時から午後10時)の場合 … 100分の25を加算 ・深夜(午後10時から午前6時まで)の場合 … 100分の50を加算 ※訪問開始時の時刻が上記時間帯である場合に利用料金が加算されます。					
加算項目		内容	単位数	1割負担	
複数名訪問加算(30分未満)		同時に複数の看護師等が	254単位	272円	
複数名訪問加算(30分以上)		訪問看護を行った場合に算定	402単位	431円	
長時間訪問看護加算		特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定	300単位	321円	
サービス提供体制強化加算			6単位	7円	
月1回算定	緊急時訪問看護加算 I	24時間対応体制実施ステーション	600単位	642円	
	特別管理加算 I	利用者等から同意を得た場合に算定	500単位	535円	
	特別管理加算 II	特別な管理を必要とする場合に算定	250単位	268円	
状況に応じ算定	初回加算 I	新規利用者	350単位	375円	
	初回加算 II		300単位	321円	
	又は 退院時共同指導加算	特別管理加算算定時は月2回まで算定可	600単位	642円	
	ターミナルケア加算	ターミナルケア実施時に算定 (介護予防訪問看護の場合を除く)	2500単位	2675円	

《注1》介護保険法令に定める地域区分ごとに1単位の単価が異なることから、地域により利用料金は異なります。

《注2》介護保険法令の改正により、利用料金および利用者負担割合等は変わることがあります。

《注3》令和3年9月30日まで新型コロナウイルス感染症への対応のため0.1%の上乗せがあります。

### 2. その他の利用料

種類	内容			金額
超過料金	1時間30分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	午前8時～午後6時	(30分毎) 1500円
		早朝・夜間	午前6時～午後8時・午後6時～午後10時	(30分毎) 2000円
		深夜	午後10時～午前6時	(30分毎) 3000円
交通費	通常の事業実施地域			無料
	通常の事業実施地域以外の訪問			1回の訪問につき500円
	駐車料金			実費
エンゼルケア				10000円

上記の説明を受け了承します

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ 印

訪問看護ステーションきらら

健康保険法に基づく訪問看護料金表

1. 基本料金 費用額の1割、2割または3割(利用者が提示する被保険者証等で確認)指定訪問看護に要する費用の種類と金額(基本的には週3日が限度)

		週3日目まで	週4日目以降
基本療養費(Ⅰ)		5550円	6550円
基本療養費(Ⅱ)	同一建物居住者で同一日に2名訪問	5550円	6550円
	同一建物居住者で同一日に3名以上訪問	2780円	3280円
基本療養費(Ⅲ)	在宅療養に備えて一時的に外泊中の訪問看護(管理療養費は算定しない)		週3日目まで8500円
管理療養費	毎月1日目:7670円 / 2日目~:3000円		
難病等複数回訪問加算	1日2回:4500円 / 1日3回:8000円		
緊急訪問看護加算	在宅支援病院、在宅支援診療所の指示による訪問		2650円
長時間訪問看護加算	90分を超える訪問看護(特別管理・特別指示期間の方など)	5200円/週1回(通常)	
複数名訪問看護加算	4500円/週1回(看護師等) 3000円/週3~7回(看護補助者)		
夜間・早朝、深夜訪問看護加算	夜間・早朝(18:00~22:00・6:00~8:00)2100円、深夜(22:00~6:00)4200円		
退院時共同指導加算	退院前に在宅療養生活について話し合いを行った場合		8000円
特別管理指導加算	退院時共同指導加算に上乘せ(厚生労働大臣が定める疾病等の利用者等)		2000円
退院支援指導加算	1回 長時間にわたる療養上の指導を行った場合		8400円
	上記以外の場合		6000円
24時間対応体制加算(イ)	月1回 看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合		6800円
24時間対応体制加算(ロ)	上記以外の場合		6520円
特別管理加算	月一回	2500円または5000円	
在宅患者連携指導加算	月1回 医療機関や薬局と情報共有を行い必要な指導を行った場合		3000円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで 状態急変、診療方針変更時の話し合いや指導		2000円
訪問看護ターミナルケア療養費	25000円(通常) 10000円(施設等で介護加算を算定している利用者)		
訪問看護情報提供療養費	月1回 市町村に対しサービスに関する情報を提出		1500円
乳幼児加算(6歳未満)	1日につき(一回に限り)別に厚生労働大臣が定めるものに該当する場合		1800円
	上記以外の場合		1300円
訪問看護医療DX情報活用加算	1回		50円

\* 法令の改正により利用料金および利用者負担割合等は変わることがあります

\* 週4日目以降の訪問看護を利用できる方=厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍/多発性硬化症/重症筋無力症/筋萎縮性側索硬化症/スモン/進行性筋ジストロフィー症/脊髄小脳変性症/ハンチントン病/パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)/パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度のものに限る)/多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)/プリオン病/亜急性硬化性全脳炎/ライソゾーム病/副腎白質ジストロフィー/脊髄性筋萎縮症/球脊髄性筋萎縮症/慢性炎症性脱髄性多発神経炎/後天性免疫不全症候群/頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
--	---

2. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

		内容		金額
超過料金	90分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	8:00~17:59	(30分毎)1500円
		早朝・夜間	6:00~7:59 / 18:00~21:59	(30分毎)2000円
		深夜	22:00~5:59	(30分毎)2500円
自費訪問	自費による訪問	日中	8:00~17:59	(30分毎)3000円
		早朝・夜間	6:00~7:59 / 18:00~21:59	(30分毎)4000円
		深夜	22:00~5:59	(30分毎)5000円
休日加算	休日に訪問を行った場合			1日につき3000円
交通費	通常の事業実施地域			1回の訪問につき100円
	通常の事業実施地域以外の訪問			1回の訪問につき500円
	駐車料金			実費
エンゼルケア料			10000円	

上記の説明を受け承します

令和 年 月 日

利用者氏名 印

御家族氏名 印

訪問看護ステーションきらら

健康保険法に基づく訪問看護料金表(精神)

1. 基本料金

費用額の1割、2割または3割(利用者が提示する被保険者証等で確認)

指定訪問看護に要する費用の種類と金額(基本的には週3日が限度)

			週3回目まで	週4日目以降
基本療養費(I)	30分以上の場合		5550円	6550円
	30分未満の場合		4250円	5100円
基本療養費(III)	同一日に2人	30分以上の場合	5550円	6550円
		30分未満の場合	4250円	5100円
	同一日に3人以上	30分以上の場合	2780円	3280円
		30分未満の場合	2130円	2550円
基本療養費(IV)	一時的に外泊中の訪問看護			8500円/日
複数回訪問加算	1日に複数回訪問した場合	2回 4500円	3回以上	8000円
緊急訪問看護加算	在宅支援病院、在宅支援診療所の指示による訪問			2650円/日
長時間訪問看護加算	週1回に限る			5200円
複数名訪問看護加算	看護師2名	1回/日	4500円	
		2回/日	9000円	
		3回以上/日	14500円	
	看護師+補助者	週1回に限る		
夜間・早朝、深夜訪問看護加算	夜間・早朝(18:00~22:00・6:00~8:00)2100円、深夜(22:00~6:00)4200円			
管理療養費	毎月1日目:7440円 / 2日目以降:3000円			
退院時共同指導加算	6000円/月2回			
特別管理指導加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に限り、退院時共同指導加算に加算			2000円
退院支援指導加算	6000円/月2回			
24時間対応体制加算	6400円/月1回			
特別管理加算	月1回	2500円または5000円		
在宅患者連携指導加算	3000円/月1回			
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000円/月2回まで			
訪問看護ターミナルケア療養費	20000円			
訪問看護情報提供療養費	1500円/月1回			

\* 合計金額に10円未満の端数が生じた場合は四捨五入する

\* 週4日目以降の訪問看護を利用できる方=厚生労働大臣が定める疾患等

末期の悪性腫瘍/多発性硬化症/重症筋無力症/筋萎縮性側索硬化症/スモン/進行性筋ジストロフィー症/脊髄小脳変性症/ハンチントン病/パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症)/パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症分類がステージ3以上であって生活機能障害がⅡ度又はⅢ度のものに限る)/多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)/プリオン病/亜急性硬化性全脳炎/ライソゾーム病/副腎白質ジストロフィー/脊髄性筋萎縮症/球脊髄性筋萎縮症/慢性炎症性脱髄性多発神経炎/後天性免疫不全症候群/頸髄損傷又は人工呼吸器を使用している状態	左記以外でも、主治医から頻回の訪問看護が必要である旨の特別指示書の交付があった場合、交付日から14日以内は毎日利用可能
--	---

2. その他の利用料(指定訪問看護にかかる費用に含まれない額)

種類	内容		金額
超過料金	90分を超えて訪問看護を提供する場合	日中	8:00~17:59 (30分毎)1500円
		早朝・夜間	6:00~7:59 / 18:00~21:59 (30分毎)2000円
		深夜	22:00~5:59 (30分毎)2500円
自費訪問	※早朝・夜間・深夜料金の適応は訪問開始時刻を起点とする	日中	8:00~17:59 (30分毎)3000円
		早朝・夜間	6:00~7:59 / 18:00~21:59 (30分毎)4000円
		深夜	22:00~5:59 (30分毎)5000円
休日加算	1日につき1回		3000円
交通費	通常の事業実施地域		1回の訪問につき100円
	通常の事業実施地域以外の訪問		1回の訪問につき500円
	駐車料金		実費
エンゼルケア料			10000円

上記の説明を受け承します

令和 年 月  
利用者氏名(代理人氏名)

印

介護保険法に基づく介護予防訪問看護利用料金表

1. 利用者負担額

令和6年6月1日 改訂

介護保険をお持ちの方(通常の場合)	厚生労働大臣が定める基準の額の1割～3割
その他の方 (居宅サービス計画の未届け、支給限度額を超える分、介護保険料滞納の場合など)	厚生労働大臣が定める基準の額(10割)

《おおよその負担金額》

			単位数	1割負担		
訪問 1回 につき 算定	所要 時間	20分未満 (20分以上/週1回)	看護師	303単位	325円	
		30分未満	看護師	451単位	483円	
		30分以上60分未満	看護師	794単位	850円	
		60分以上90分未満	看護師	1090単位	1167円	
	20分 1単位 (週6単位まで)		リハビリ	284単位	304円	
【注】						
・早朝(午前6時から午前8時)/夜間(午後6時から午後10時)の場合 … 100分の25を加算						
・深夜(午後10時から午前6時まで)の場合 … 100分の50を加算						
※訪問開始時の時刻が上記時間帯である場合に利用料金が加算されます。						
加算項目		内容		単位数	1割負担	
複数名訪問加算(30分未満)		同時に複数の看護師等が		254単位	272円	
複数名訪問加算(30分以上)		訪問看護を行った場合に算定		402単位	431円	
長時間訪問看護加算		特別な管理を要する利用者に90分を超える訪問を行った場合に算定		300単位	321円	
サービス提供体制強化加算				6単位	7円	
月1 回 算定	緊急時訪問看護加算 I 1	24時間対応体制実施ステーション (月の初回訪問時に加算) 利用者等から同意を得た場合に算定		600単位	642円	
	特別管理加算 I	特別な管理を必要とする場合に算定		500単位	535円	
	特別管理加算 II			250単位	268円	
状況 に応じ 算定	初回加算 I	新規利用者		350単位	375円	
	初回加算 II			300単位	321円	
	又は 退院時共同指導加算	特別管理加算算定時は月2回まで算定可		600単位	642円	

《注1》介護保険法令に定める地域区分ごとに1単位の単価が異なることから、地域により利用料金は異なります。

《注2》介護保険法令の改正により、利用料金および利用者負担割合等は変わることがあります。

《注3》令和3年9月30日まで新型コロナウイルス感染症への対応のため0.1%の上乗せがあります。

2. その他の利用料

種類	内容			金額
超過料金	1時間30分を超えて 訪問看護を提供する 場合	日中	午前8時～午後6時	(30分毎)1500円
		早朝・夜間	午前6時～午後8時・午後6時～午後10時	(30分毎)2000円
		深夜	午後10時～午前6時	(30分毎)3000円
交通費	通常の事業実施地域			無料
	通常の事業実施地域以外の訪問			1回の訪問につき500円
	駐車料金			実費

上記の説明を受け承じます

令和 年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

ご家族氏名 \_\_\_\_\_ 印

訪問看護ステーションき・ら・ら